

○悪臭防止法の規定に基づく規制地域の指定及び規制基準

四日市市告示第 180 号

平成 27 年 4 月 1 日

四日市市長 田 中 俊 行

悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）第 3 条の規定に基づく工場その他の事業場（以下「事業場」という。）における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出（漏出を含む。）を規制する地域の指定及び同法第 4 条の規定に基づく規制基準を次のように定め、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

なお、悪臭防止法第 3 条の規定に基づく工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出を規制する地域及び第 4 条の規定に基づく規制基準（平成 13 年四日市市告示第 319 号）は、平成 27 年 12 月 31 日をもって廃止する。

第1 物質濃度規制に係るもの

1 規制地域

本市の区域のうち都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 7 条の規定に基づく市街化調整区域

2 規制基準

(1) 事業場の敷地境界線の地表における規制基準

特定悪臭物質名	規制基準
アンモニア	大気中における含有率が 100 万分の 1
メチルメルカプタン	大気中における含有率が 100 万分の 0.002
硫化水素	大気中における含有率が 100 万分の 0.02
硫化メチル	大気中における含有率が 100 万分の 0.01
二硫化メチル	大気中における含有率が 100 万分の 0.009
トリメチルアミン	大気中における含有率が 100 万分の 0.005
アセトアルデヒド	大気中における含有率が 100 万分の 0.05
プロピオンアルデヒド	大気中における含有率が 100 万分の 0.05
ノルマルブチルアルデヒド	大気中における含有率が 100 万分の 0.009
イソブチルアルデヒド	大気中における含有率が 100 万分の 0.02
ノルマルバレールアルデヒド	大気中における含有率が 100 万分の 0.009
イソバレールアルデヒド	大気中における含有率が 100 万分の 0.003
イソブタノール	大気中における含有率が 100 万分の 0.9
酢酸エチル	大気中における含有率が 100 万分の 3
メチルイソブチルケトン	大気中における含有率が 100 万分の 1

トルエン	大気中における含有率が 100 万分の 10
スチレン	大気中における含有率が 100 万分の 0.4
キシレン	大気中における含有率が 100 万分の 1
プロピオン酸	大気中における含有率が 100 万分の 0.03
ノルマル酪酸	大気中における含有率が 100 万分の 0.001
ノルマル吉草酸	大気中における含有率が 100 万分の 0.0009
イソ吉草酸	大気中における含有率が 100 万分の 0.001

- (2) 事業場の煙突その他の気体排出施設から排出されるものの当該施設の排出口における規制基準

悪臭防止法施行規則（昭和 47 年総理府令第 39 号）第 3 条に定める方法により算出して得た流量とする。

- (3) 事業場から排出される排水に含まれるものの当該事業場の敷地外における規制基準

悪臭防止法施行規則第 4 条に定める方法により算出して得た濃度とする。

## 第2 臭気指数規制に係るもの

### 1 規制地域

本市の区域のうち都市計画法第 7 条の規定に基づく市街化区域とし、規制地域の区分は次のとおりとする。

規制地域の区分	地 域
第一種区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域
第二種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域
第三種区域	工業地域、工業専用地域

備考 この表において、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域とは、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域をいう。

上記地域区分にかかわらず、都市計画法第 8 条第 1 項第 2 号に規定する特別用途地区（特別工業地区）は第二種区域とし、都市計画法第 8 条第 1 項第 9 号に規定する臨港地区は第三種区域とする。

### 2 規制基準

- (1) 事業場の敷地境界線の地表における規制基準

規制地域の区分	第一種区域	第二種区域	第三種区域
臭気指数	1 2	1 5	1 8

- (2) 事業場の煙突その他の気体排出施設から排出されるものの当該施設の排出口

における規制基準

前号に掲げる値を基礎として、悪臭防止法施行規則第6条の2に定める方法により算出して得た臭気排出強度又は臭気指数とする。

- (3) 事業場から排出される排出水に含まれるものの当該事業場の敷地外における規制基準

規制地域の区分	第一種区域	第二種区域	第三種区域
臭気指数	28	31	34